

社会資本整備審議会 第18回建築分科会

日時：平成18年2月24日（金）14：03～15：15

場所：国土交通省11階 特別会議室

（速記録）

開 会

【事務局】 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

住宅建築指導課の〇〇でございます。事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、テレビ・マスコミ等の取材の希望がございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴席は入口右側となっております。また、カメラ撮りにつきましては、事前をお願いしてありますように、建築分科会長より国土交通大臣への中間報告の手交を行うところから手交後の大臣挨拶の終了までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧がございますように、本日、資料1、それから資料2-1から2-6まで、それから資料3-1、3-2、資料4、資料5という資料をお配りしております。また、そのほかに参考資料として5点の資料を配付をしております。以上の資料をお配りしておりますが、欠落がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日ご出席の委員の皆様方は13名でございます。建築分科会委員及び臨時委員総数28名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございます。それでは、議事進行につきましては、分科会長、よろしくお願いをいたします。

【委員】 本日は、委員の皆様、年度末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから第18回建築分科会を開会させていただきます。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、議題1の「部会の廃止について」でございます。これは、社会資本整備審議会令第7条第1項の規定によりますと、部会の開催等は当分科会の議決によることとされております。これにつきまして、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしております資料1「部会の廃止について（案）」をご覧くださいと思います。

現在、7つの部会が設置されておりますけれども、このうち「市街地の再編に対応した建築物整備部会」につきましては、これまで諮問事項に応じて調査審議を行ってまいりましたが、去る2月1日の答申をもって審議が終了いたしましたので、この際、廃止することといたしたいと存じます。

【委員】 ありがとうございます。ただいま説明のございました部会の廃止につきまして、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員】 ありがとうございます。異議がございませんようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決」についてでございます。当該基準を変更する場合は、社会資本整備審議会の議決を経なければならないことになっております。

このたび、資料2-1のとおり国土交通大臣より当該変更に係る議決が求められております。社会資本整備審議会の会長のほうから、その議決について当建築分科会に付託されておりますので、これより審議を進めてまいります。その内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 住宅生産課でございます。資料2-2をご覧くださいと思います。住宅性能表示制度の概要でございます。

現在、9分野の項目に評価を行っております。4月1日からは防犯に関することを加えまして10分野となりますけれども、今回、消防法の改正及び省エネ法の改正に伴いまして、2番の火災時の安全と5番の温熱環境につきまして評価基準等を改正するものでございます。

2-3をご覧くださいと思います。まず、消防法の改正（住宅用防災機器の設置の義務化）に対応いたしまして、住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正を行うものでございます。

背景でございますが、住宅火災による死者の増加を受けまして、消防法が平成16年5月に改正されまして、すべての寝室及び寝室と出口を結ぶ階段につきまして、住宅用の防災機器の設置を義務づける規定がこの6月1日より施行されます。これを受けまして、性能表示制度につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

改正案の考え方でございますが、等級1でございますけれども、現行規定では等級2～

4に該当しないものを等級1としておりますけれども、改正後は、消防法による住宅用防災機器の設置義務化に適合する水準のものを等級1といたします。等級2につきましては、現行規定ではすべての台所及び1以上の居室等への感知器の設置を求めていますけれども、改正後は、これに加え、消防法により義務化されました寝室等についても設置を要することといたします。等級3と4につきましては現行どおりでございます。

改正前と改正後を比べました表が下の表でございます。等級1につきましては消防法で義務づけられた規定をそのまま引用しております。それに合わせまして、等級2につきまして台所が追加されるというものでございます。

施行期日は、消防法の施行に合わせまして、この6月1日にしたいと思っております。

続きまして、省エネルギー法の改正に伴います評価方法基準の改正でございます。省エネルギー法につきましては、昨年8月に改正されまして、この法律に基づきます省エネルギー基準、建築主の判断の基準というものと施行のための設計施工指針というものが改正されました。これが4月1日より施行されます。これに伴いまして、住宅性能表示制度におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正につきましては、評価方法基準のうち、5の温熱環境、5-1の省エネルギー対策等級でございます。建築主の判断の基準及び設計施工指針が改正されることに伴う条項ずれでございます。各等級に求められる性能の水準について実質的な変更はございません。

施行期日につきましても、省エネ法の施行に合わせまして、この4月1日を予定しております。

次の3ページをご覧くださいますと、省エネルギー法改正に伴う技術基準（告示）の改正について簡単に取りまとめてございます。昨年8月に省エネ法が改正されまして、4月1日より一定規模以上の非住宅を新築・増改築する場合の所管行政庁への省エネルギー措置の届出が今までございましたけれども、それに加えまして、さらに大規模修繕を行う場合も追加されました。さらに、一定規模以上の住宅につきましても、具体的には2,000m²の住宅につきましても、非住宅と同様に省エネルギー措置につきまして届出をしていただくということになりました。これに伴いまして、下のほうにございますように、黒いところが現行の規定で届出対象でございますけれども、それがさらに、例えば右側の大規模修繕・模様替えの追加ですとか、住宅につきましても、新築時の空調設備とか、エレベーター等に関する基準、さらには模様替え等の際の届出も追加されました。これに伴って、省エネ法の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、2-4をご覧くださいますと、両方の基準につきましてパブリックコメントをいたしました。それにつきましては、消防関係のところは6件、省エネルギー関係は8件、その他のものが2件、16件ございました。主なものをご紹介します。

まず、感知警報装置設置等級につきましてですが、1番、自動火災報知設備と住宅用防災機器は種類が異なるものであるから、きちんと書き分けたほうがわかりやすいということで修正をいたしました。

それから2番、感知器の設置場所について、LDKで台所とその他の部分が垂れ壁等で区画されていない場合の扱いを明確にしてほしいということでございまして、これにつきましては、等級2以上を取得するためには台所部分に感知器を設置する必要があるということでございます。

それから、次のページの5番をご覧くださいますと、本基準で有効な感知器は住宅用防災警報機及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令で規定する、煙式のものや熱式のものがあるわけがございますけれども、煙式のものに限定すべきではないかということでございますけれども、消防法で義務づけは確かに煙式でございますけれども、義務づけ以外のものについては熱式のものでも使用できることとしたいということで今回は対応しました。

それから6番は、天井高4m以上の居室の天井には、煙式のほか熱式の感知器を設置することも消防法令では可能である。同様の対応をすべきではないかということで修正をいたしました。

省エネルギー法の関係につきましては、1番と6番で文言上の間違いがございましたので修正をいたしました。

それから2番は、性能規定と仕様規定で実はいけるようになってございますが、右側に書いてございますように、熱損失係数に基づき断熱性能評価を行う際に、仕様規定を使わせてほしいというのがご要望でございましたけれども、そういうダブった使い方はできないようにしたいということでお答えをさせていただいております。

2-5が性能表示基準の改正案で、感知警報装置に伴う等級の改正案でございます。

2-6が新旧対照の細かい条文でございまして、省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局からご説明がございました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

【委員】 意見というわけではないですけども、質問ですが、資料2-2で「防犯に関すること」について運用開始とございますね。この運用開始というのはどういう意味でお使いになっているのでしょうか。

【事務局】 まだ適用していないということでございます。4月から適用ということでございます。

【委員】 4月から適用するということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、このあたりで結論を得たいと思います。

国土交通大臣から示されました「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更」につきましては、原案のとおり建築分科会として議決することといたしたいと思っております。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員】 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますので、そのように決定いたします。ありがとうございます。

ただいま議決していただきました「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更」につきましては、その旨、社会整備審議会会長に報告させていただきます。

それでは、今日のメインの議題でございます「基本制度部会」で取りまとめました中間報告につきましてご審議を願います。昨年12月に基本制度部会を設置しまして、12月より部会を5回開催いたしました。私が部会長としまして、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の中間報告を取りまとめたところでございます。この中間報告につきましては、緊急に構ずべき施策として、例えば建築確認時に一定の高さ、一定の規模以上の建築物等について第三者機関における審査の義務づけ、あるいは中間検査の義務化、あるいは指定確認検査機関に対する監督を強化、あるいは建築士や建築士事務所等に対する処分・罰則を強化、あるいは住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実、あるいは建築士等に対する情報開示制度の充実・強化等を主な内容としております。また、引き続き検討を行う問題といたしまして、建築士の専門分化に対応した建築士制度の見直しや、国及び都道府県、特定行政庁の審査・監督体制の強化等について提言しております。詳細につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元に3-1と3-2という資料があるかと思いますが、3-1は中間報告の概要でございます。本来、3-2を朗読いたしましてご説明すべきでございますが、時間の関係もございますので、3-2をかいつまんでポイントのみご説明をさせていただくということにさせていただければというふうに考えております。

まず最初に、2ページは「はじめに」ということで、部会のほうで基本的な考え方を書いていただいております。特に一番最後でございますけれども、この中間報告を踏まえて、きちんとした形で制度見直しなどを国土交通省としてやってもらいたいということが述べられております。

それから、3ページ目は偽装事件の概要ということでございまして、昨年11月16日に発表させていただきまして、その後、姉歯建築設計事務所と、それに関連のございましてと言われております木村建設、ヒューザー、平成設計、総合経営研究所、これらの関与した物件についてこれまで調査をいたしました。一番下に表がございます。小さくて申しわけございませんが、調査対象は約800件ほどでございますが、これまでに456件が偽装なしということで、まだ200件ほど調査中になっておりますが、この中で姉歯建築士が関与したもので偽装が発見されたものが97件。それから、姉歯建築士以外、これは福岡市において賃貸住宅3件でございますけれども、この3件。それから、偽装ということではないのですけれども、構造計算の中に誤りがあるということが発見されたのが横浜市で1件というような状況になってございまして、偽装物件が100件、それ以外の計算ミスというものが1件という状況になってきているということでございます。

それから、4ページからがいわゆる本題になりますが、まず2. のところで現在の制度の課題を整理をさせていただいております。

まず最初に、確認・検査制度の課題ということで、中ほどにございますけれども、現在はほとんど構造設計というのはコンピュータを利用してやっているということで、その審査自体を全部書面でチェックするというのは非常に困難な状況になってきているということが述べられております。

それから、次のパラグラフの最後のほうにございますけれども、今回、偽装の中身といいますのは、例えば出力した結果を修正するとか、あるいは計算途中の数字を変更する、あるいは、もともと解析のやり方自体、モデル化といいますか、そういったものがおかしかったというようなものもございますが、これらを構造計算書の整合性を見るというようなチェックだけで、なかなかミスを見破ることは非常に困難な状況のものもあったという

事実が書いてございます。そういった中で、構造設計図書を審査する方法について抜本的な見直しが必要ではないかということが述べられております。

4 ページの下からは、今度は検査の問題でございますが、まず最初に、中間検査というものは平成10年に創設をされまして、これは基本的には特定行政庁が指定する建物に実施するというようになっておりまして、現在、72%の特定行政庁で実施しておりますが、必ずしもすべての建物を実施しているわけではございません。それから、今回、偽装物件の中で、一部中間検査を実施していないものの中で、確認図書と施工図の内容が一致しないということで、どうもきちんと申請書どおりに施工されたかがはっきりしないというものもございます。それから、中間検査したものでも、いわゆる構造計算の偽装をして鉄筋量が相当少なかったという状況のものも十分に見抜けなかったという実情もあったということでございまして、この辺の見直しが必要ではないかということが記載されております。

それから、次の(2)の指定確認検査機関制度の課題でございまして、これについては、今回、一部の指定機関の中では、構造計算書を差し替えるという非常に単純な手口のもの繰り返し見過ごしていたという事例がかなりございました。その後、私どもは指定機関ですとか、あるいは特定行政庁でどういう審査をしていたかということで緊急点検をいたしました。その結果、5 ページの下の方でございますけれども、部材の値に不審な値がないかどうかとか、あるいは構造計算書で出てきました断面リストと構造設定図書、いわゆる構造詳細図との照合を行っていないというようなもの。あるいは、一貫プログラムの場合に出てまいりますエラーメッセージ、いろいろなエラーが出てくる部分がございますが、こういったものを十分見ていないというような事例がございまして、審査上、かなり問題があったのではないかということが記載されております。そういった中で、やはりきちんとした形で執行体制を見直すということが必要になってきているのではないだろうかということが整理をされております。

それから、その下の方にはいわゆる指定確認検査機関の指定の段階でもう少し公正公明性を確保すべきではないかとか、あるいは、きちんとした業務量に見合った審査体制が必要ではないだろうかとか、それから、今現在では情報開示が不十分ではないか、いろいろなそういう問題点が指摘をされております。

次に、6 ページでございまして、これは特定行政庁と指定確認検査機関の関係がこのページに記載されておまして、今、特定行政庁と指定確認検査機関の場合には、確

認を終わらせずと事後的に報告を特定行政庁に指定機関から行われるということになっておりまして、その報告を受けて、計画が不適合であるということ判断した場合には、不適合であるという通知をして、その確認自体を取り消すことができるというようなことになっておりますけれども、今の報告内容は概要だけでございまして、今回のような構造計算書の偽装のようなものについて、その報告をもって判断するのは非常に困難だということで、特定行政庁の監督をどうするかということについて、今の制度自体は少し不備ではないかというようなご指摘をいただいております。そうした中でどういうふうな体制をとっていくかということ議論する必要があるのではないかと。

それから、6ページの下の方のほうのお書きのところのところでございまして、これまで指定をした者、国とか都道府県知事によります指導監督の中身自体も非常に形式的な審査に終わっていたということで、例えばサンプル調査のような形で、実際の確認をきちんとしているのかどうかというような検査が行われていないというような問題もご指摘いただいております。そうした中で、今後どうするか。きちんとした監督が必要ではないだろうかというようなご指摘をいただいております。

それから、6ページの一番下に建築士制度の課題が書いてございます。これにつきましては、7ページにまいります、いわゆる監督処分が少し不十分ではないだろうかということと、罰則につきましても、2つ目のパラグラフでございまして、現在、基準法の実体規定違反の場合には罰金刑は50万が上限というふうになっておりまして、しかも、士法上も、違法な設計といいたいまいしょうか、こういう偽装をしたような場合に罰則がないというような状況がございまして、もう少し厳罰をもって臨んでいくというようなことが必要ではないだろうかということでございます。

それからもう1つは、仮に建築士の処分ということを行った場合にも、そういったものが明確に公表できる規定がないものですから、現時点ではなかなか公表していないという状況もございまして、これでは消費者が処分された建築士を知ることができないではないかというような問題点もご指摘いただいております。したがって、そういった処分を厳格にした上で、きちんとした情報の開示をする必要があるのではないかとというようなことをご指摘いただいております。

それから、7ページの下からは、いわゆる現在、建築設計の業務自体が専門分化をして、非常に多くの関係者が関与している状況になってきているという中で、責任分担がどうもあいまいになっているのではないだろうかというようなことをご指摘いただいております。

したがいまして、8ページになりますけれども、やはり専門分化に見合った形での建築士制度を検討すべきではないだろうか。その上で、それぞれの責任分担を明確にするということが必要ではないかということをご指摘いただいております。

それから、(4)でございますが、瑕疵担保責任の問題でございます。これについては、住宅の品確法の中で、住宅のいわゆる構造性能といたしましうか、そういった基本構造部分につきましては10年間の瑕疵担保責任が義務づけられております。しかしながら、その瑕疵担保責任を確実に履行するための仕組みとして、保険というものも用意されてはいますけれども、利用率が非常に低い。現行では約1割という状況でございます、仮に倒産のようなケースになった場合には、10年間の瑕疵担保責任自体をきちんと履行できるのかどうかという問題があるのではないかとということ。

それから、8ページの下の方には、同じような問題は指定確認検査機関、建築士事務所についてもあるのではないかと。例えば、指定確認検査機関の場合には、今は指定基準の中でいわゆる経理的基礎という形で一定の資本金ですとか、あるいは保険への加入というようなことも要件になっておりますけれども、額が非常に低いという中で、もし大規模な建築物に瑕疵があった場合には、十分に損害賠償の責任を果たせないのではないかとということをご指摘いただいております。

それから、同じく建築士事務所につきましても、保険制度は用意されておりますけれども、これも任意加入ということで加入率が低いとか、あるいは保証額が低いというような問題があるのではないだろうかということでございます。

それから、9ページでございますが、住宅の性能表示制度、先ほどご説明いたしました、これにつきましても、現在、利用率が14%にとどまっています、必ずしも十分に普及している状況にはないということ。それから、残念なことに、住宅の性能評価の過程におきましても、今回、偽装というような問題がございまして、十分に見抜けなかったということで、その方法をきちんとしたものにしていく必要があるのではないかとということをご指摘いただいております。

それから、(6)は確認申請書等の保存期間の問題でございます、今回、いろいろな追跡調査などをする過程の中で明らかになりましたのは、特定行政庁におきますこういった図書の保存が必ずしも十分になされていないということで、義務化されていないこともございますが、保存期間が非常に短くて、万一、違反などが発見されたときにフォローが十分できないというような問題もございまして、こういった問題にきちんと対応しなけれ

ばいけないのではないかとということでございます。

そうした中で、3. で今後の施策の基本的な考え方を整理していただいております、まず1つは、審査体制をきちんと強化して検査を厳格化すべきではないかとということ、これは確認とか検査の方法、内容をまず厳格にするということ。それを担えるだけの審査体制をちゃんと図っていくということで、これについては長期的には人員を増やしていくということで対応すべきではございますが、やはり短期的に考えますと、内部で抱えるというのはなかなか難しい状況でございます。それで、「特に」以下にございますけれども、一定の高さ等の建築物につきましては、外部のお力を借りるといような形で構造計算書などの審査を充実していく必要があるのではないかとということでございます。

それから2番目は、指定確認検査機関の責任の明確化と特定行政庁による監督の厳格化ということが必要ではないかとということ、これについては、指定確認検査機関がきちんとした公的業務を行うわけでございますから、その責任を明確にするという意味で、例えば損害賠償責任を果たすことのできますような、それなりの財産的基礎を持つということ、こういったことを明確化する必要があるのではないかと。その上で、例えばきちんとした形で監督できるように、これまで指定権者のみがかかなりやっていた部分については、特定行政庁と一緒にしまして、例えばサンプル調査の実施なども含めて指導監督を強力に実施する必要があるのではないかとということでございます。

それから(3)は、いわゆる関係者の責任の明確化と、それから万一、不適切な行為を行った場合の処分とか処罰の厳格化が必要ではないかとということございまして、これについては、明確にするための措置を講じて、例えば瑕疵担保責任などの履行については十分に実効性を確保する必要があるのではないかと。それから、不適切な行為については処分をきちんとやっていく必要があるということ。それから、罰則についても大幅に強化する必要があるのではないかとということでございます。

それから(4)は、建築士等の資質の向上、それから建築士等の業務の適正化ということございまして、これは建築士等の資質を向上していくということが必要で、このために、例えば更新制も含めて、いろいろな研修をきちんとやっていただくことも今後議論すべきではないかとということでございます。

それから、いわゆる専門分化というような実態を踏まえて、それに見合った建築士制度はどうあるべきか。それから、建築士事務所での業務を適正にやっていただくための、例えば管理建築士の問題も含めて、きちんとした業務実施体制を見直す必要があるのではな

いだろうか。それから、いわゆる設計、工事監理業務というのはどういうものかということをもう一回きちんと整理をした上で、場合によっては報酬基準の見直しというようなこと。それから、監督についても、これは行政だけではなくて、民間の力も借りてやるような方法を考えるべきではないかということでございます。

それから、(5)が消費者に対する情報開示ということで、これはいわゆる消費者がいろいろな選択をしていただくときに必要十分な情報を十分に開示していくということが必要ではないかということで、建築士事務所とか指定確認検査機関に対してはもう少し情報開示を充実していく必要があるだろう。それから、いわゆる住宅性能表示制度については、もっと充実・強化をして普及していく必要があるのではないかということ整理をさせていただいております。

こういった考え方に基つきまして、4. で早急に講ずべき施策というものをまとめていただいております。

まず最初に、構造設計図書の審査方法の厳格化ということでございますが、これは文章で書いておりますとわかりにくいものですから、3-1の4枚目にフロー図のようなものがございまして、これでご説明させていただきます。ここにございましてけれども、現在は建築主が建築確認をしていただいて、主事・指定確認検査機関に出して、許可済証が下りますと着工して中間検査、完了検査というフローになっておりますが、今回、いわゆる一定の建物、これは一定の高さですとか、一定の規模というもので、構造計算などの審査が非常に複雑になってくるようなものに対しては、建築主事の審査だけではなくて、第三者機関というものにおいて構造設計図書についての審査を、一種の二重チェックのような形になるわけでございますが、義務づけてはどうかということになっております。もちろん、主事側におきましても、入力データの審査ですとか、詳細図と断面リストを照合するというようなことは当然やらなければいけませんけれども、そもそも計算の中身が適切であるかどうかということについては、専門的な見地からの審査も必要でございますので、そういったことを第三者機関にお願いをしてやっていくということで、こういった方法をとるべきではないかということでございます。

その他の建築物、例えば小規模な住宅とか、小規模な建築物につきましては、従来どおり確認で行いますが、この際も審査の方法を法令上きちんと明解にした上で、その審査方法に基づいて厳格に審査を実施していただくという形で対応していったらどうだろうかということでございます。

また3-2のほうに戻っていただきまして、この辺は10ページの下から11ページの上のほうにこういった中身が書かれております。

その上で、11ページの②というところがございますけれども、確認の審査機関、これは今、法定で小規模な個人住宅などは7日間、一般的な建築物は21日間というふうになっておりますけれども、これは実態調査等でもどうも21日間というのは現実的に無理ではないかということが出てきておりますので、今回、第三者機関による審査ということも踏まえて、その審査に必要な期間をきちんと把握した上で延長を図る必要があるのではないかとということでございます。

それから③は、構造計算プログラム自体も、これまで偽装というようなことは余り想定をしていないという部分もございまして、改ざん等に対しては少しルーズだったのではないかとございまして、プログラムの中身、それから基準法で適合しないような数字が入れられないようにするとか、あるいはデータを改ざんできないようにするというようなことについて、一定の基準を設けて、そういったものについての認定をするということが必要ではないだろうかということが書いてございます。

それから④は、いわゆる構造計算書自体の作り方が非常にまちまちだという問題がございまして、今回、再チェックの中でいろいろな問題が出てきておりますので、構造計算書自体をつくるためのガイドラインを整備する必要があるのではないだろうかということで、いわゆる設計の方針ですとか、適用範囲内であることを確かめるチェックリスト等々につきまして、きちんと含めた構造計算書の作成ガイドラインのようなものをつくってほしい。当然これはいわゆる審査の側にも審査のガイドラインになるようなものにする必要があるのではないかとございまして、こういったものを審査をする側の主事等に対してきちんと研修をして、きちんとチェックできるようにする必要があるのではないかとございまして。

それから、12ページは中間検査でございますが、これについては、例えば多数の者が利用するような一定規模以上の建物につきましては、すべての建築物に中間検査を義務づけたらどうかというのが①でございます。

それから②は、その際、審査のやり方、検査のやり方についても基準を明確にしてきちんとやるべきではないか。

それから③は、万一そこで例えば指定機関が不具合を発見した場合には、速やかに特定行政庁が是正措置を講じるような手だてを法令上で講じる必要があるのではないかと

こととございます。

それから、(3)は指定確認検査機関に対する監督の強化というようなこととございますが、まず1つは、責任を明確化するという観点から、指定基準の厳格化が必要ではないだろうかということとございまして、例えば利害関係者の出資割合についての見直し。それから、損害賠償などに対応した基本財産とか保険に関する要件を強化するということ。それから、確認検査員などの人員体制の強化というようなことが必要ではないだろうかということとございます。

その上で、指定の際に今までは行政だけでやっておりましたが、第三者機関といいたしうか、第三者の専門家に例えば審議会などの場において十分に議論をしていただいた上で指定をするというようなことが必要ではないだろうかということとございます。

それから②は、特定行政庁によります監督強化ということで、まず権限を強化して、きちんと特定行政庁も関与していただくということとございます。まず1つは、報告事項を先ほど申し上げましたが、非常に簡単な概要とございますので、そこに審査のチェックリストのようなもの、どういうチェックをしたかというようなものを出していただくということと、それを踏まえて、場合によっては立入検査ができるということ。万一、その立入検査で問題があった場合には、その旨を速やかに指定権者に報告をして、指定権者はそれを受けて、きちんとした業務停止等の処分をとるというようなことを法令上明確にしたいということとございます。

次が監督方法の見直しとございますが、これは今までやっておりました少し形式的な審査に加えまして、サンプル検査なども実施をしたいということとございます。

それから、指定確認検査機関からの報告につきましては、これは定期的な報告をきちんと義務づけて、例えば偽装のような問題が発見されたときは速やかに報告するというようなことを措置するべきではないかということとございます。

それから、③は処分の厳格化ということで、処分基準をきちんと策定して強化をしよう

と。それから、いわゆる確認をする実施者の資格とございます。建築基準適合判定資格というのがございますが、これらの者の欠格事由といたしましては、取消しをされてから2年を経過しますと今はまた再登録できることになっておりますので、こういったものについてはもう少し期間を延ばすというようなことを措置する必要があるのではないかということとございます。

それから、（４）は建築士の処分の強化ということで、まず１つは責任の明確化ということもございしますが、設計図書とか確認申請書等に業務を担当した建築士の名前、あるいは所属する建築士事務所の名称などをきちんと記載していただくということ。それから、処分の強化ということで、いわゆる故意による違反設計ですとか、脱法相談などについては処分基準を強化する。

それから、先ほどの主事資格と同じでございしますが、建築士の免許ですとか、建築士事務所の登録の欠格事由、これも今は２年ということになっておりますが、これの延長等を行う必要があるのではないかとございします。

それから、（５）はいわゆる罰則でございまして、建築基準法のほうの罰則につきましては、例えば国民の生命に関するような重大な建築基準関係規定に違反したようなものにつきましては、今は５０万円の罰金刑だけでございしますが、いわゆる懲役刑の導入も含めて大幅に見直す必要があるのではないかと。

それから、士法上も、例えば名義貸しのような不法な行為を行った者に対しては、きちんと罰則を設ける必要があるだろう。

それから、いろいろな書類提出義務とか帳簿の不備、今回、いろいろな情報開示を進めていただきますが、そういったことをきちんとやっていたかできない会社（者）に対しては罰則を強化する必要があるのではないかとございします。

次が瑕疵担保責任の充実ということで、１つは、いわゆる住宅の品確法の瑕疵担保責任をきちんと履行するための措置を講ずる必要があるのではないかと。それから、建築士事務所についても、賠償責任を履行できるための措置を講ずる必要があるのではないかとございします。

それから、（７）は性能表示でございまして、これについては、例えば住宅の取引の際に、重要事項説明のような形になるのかもしれませんが、その実施をしているかどうかという情報の情報をきちんと開示するということが必要であるということとございします。

それから、（８）はいわゆる情報開示ということでございまして、その１つは、例えば建築士等につきましては、処分情報をきちんと開示できるようにすべきであるというのが１つです。それ以外に、建築士の氏名とか業務実績などを閲覧できるようにすべきではないかと。

それから②は、指定確認検査機関については、例えば業務実績とか、組織体制、収支状況、財務状況とか、あるいは不適合通知を受けたかどうかというような監督処分の状況なども含めて、その情報を開示すべきではないかということでございます。

(9) は図書保存期間の延長ということで、現在、指定確認検査機関については5年間の保存義務がございますが、これも、例えば瑕疵担保責任の10年なども考慮して、もう少し大幅に延長する必要があるのではないかと。それから、特定行政庁についても同様の措置が必要ではないかということでございます。それから、建築士事務所につきましても、建築士法上、設計図書の保存期間がございますが、これについても5年になっておりますので、この見直しが必要ではないかということでございます。

それから、5. は、いわゆる施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題ということで、これは、この分科会、部会の中でまた引き続き議論をいただきまして、できれば夏ぐらいまでにご結論をいただきたいという課題でございます。

まず1つは、建築士制度における課題ということで、①は専門分野別の建築士制度ということで、これについては、その必要性をきちんと明らかにした上で、業務範囲をどうするかとか、業務独占みたいなことをどうするか、あるいは設計の整合性を図るための体制をどうするかというようなことについて議論を進める必要があるのではないかと。

それから、②は資質の向上ということで、これは大学における教育、あるいは職能団体における倫理教育ということも必要でございますが、それに加えて、やはり新しい技術をきちんと習得していくための方法を検討すべきではないかと。この方法の1つとして更新制というようなことも言われておりますけれども、これについては、ほかの資格とのバランスもございまして、きちんとその辺の必要性の説明をしていく必要があるのかなということでございます。

それから、③は建築士事務所の業務の適正化ということで、これについては、例えば管理建築士については、今、何ら要件もございません。そういったものの要件が要るのではないかと、あるいは責任とか権限を明確にする必要があるのではないかと。それらを踏まえて、組織体制をどうするかということについてきちんと議論をしていく必要がある。それから、元請け・下請けの関係は、今回、その関係が非常に不明確だということもございましたので、その辺のことを明確にする必要があるのではないかと。

それから、工事監理業務につきましては、その内容を改めてきちんと明解にしていく必要があるだろう。それから、適正化を図る方策として、いわゆる第三者工事監理といいま

しょうか、そういったものについての検討が必要ではないかということでございます。

それから、報酬基準について。現在の報酬基準についても、必要な見直しが必要ではないかということでございます。

それから、⑥は建築士会等への加入義務づけということで、これはいわゆる弁護士会等を参考にして、そういったような方法で団体を通じた監督といたしましょうか、そういったものを強化する必要があるのではないかということでございますが、これについては、やはり有効に機能するために組織体制をどうするかというようなこと、いわゆる団体による監督のあり方、それから団体に対する行政の監督のあり方というようなことについて十分な議論が必要であろうということでございます。

それから（２）は、いわゆる行政側の監督・審査体制を強化するというところでございまして、その監督をするための体制をどうするか。特に今回、構造計算書の問題がございましたので、構造専門の職員を増やしていくということが必要になるわけでございますが、その辺をどうやっていくかというようなことをご議論いただく必要があるのではないかと。それからもう１つは、いろいろな違反建築物対策などを進めていく上で、今、ストック情報とか、いろいろな情報が十分整備されていないということがございますので、そのデータベースを整備した上で、情報をいかに連携していくかというようなことの検討が必要ではないかということでございます。

最後に、構造計算書については、より改ざんを防止するための電子認証システムのようなものについて研究開発が必要ではないかということをご指摘いただいております。

以上、報告の概要でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただきました中間報告の最終案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。なお、3時をめぐりに大臣がお見えになる予定でございますので、この点お含みおきいただければ幸いです。

【委員】 今日のことについてというよりも、要は第1ラウンドが基本制度部会で終わったわけですけれども、第2ラウンドに向けての議論の進め方について少しご意見を申し上げたいと思っております。

第1ラウンドは、非常に精力的に議論してきて結論が出てきたわけですけれども、どうしても急ぐということで、どちらかというと出口の議論が仮説的に出て、それを何とかまとめようということでやったのですけれども、第2ラウンドは先ほどのお話で夏ぐらいま

でということ、若干時間があるようでないという感じもあるのですけれども、少し時間的な余裕もありますので、できたらここで指摘されているような、先ほどの3ページに出ているような課題を解決するための策をどう考えるかという議論になると思うのですけれども、それを導き出していくための基本的な考え方とか、部会としての基本的な考え方とか理念とか、そういうものをお互いに共有する必要があるのではないかと思うのですけれども、そういうことを入口の議論としてぜひ少し時間を取っていただきたい。

例えば、具体的にどういう感じを持ったかといいますと、例えば法律を万能で考えるというような考え方で、余り過剰な規制になるということはいろいろな副作用がありますから、やはりここは公としての仕組みと民としての仕組みの役割分担とか、適正な役割分担というような議論がどうしても欠かせないのではないかということ。あるいは、公という仕組みを考える場合も、やはり地方分権的な議論の中でナショナルコードとローカルコードという役割分担の議論も当然あるわけで、この辺も踏まえた議論ができないかなというふうに考えています。

それから、どちらかにしても、よりより公の仕組みを考えるということが今回の大きな課題ですけれども、そのときに、まず実効性があるということ。それから、実質的な効果が得られるということ、そういった観点からの議論もしなければならぬのではないかと思います。さらに、健全な我々の市場社会というか、自由な社会を享受していくというふうに考えるのであれば、そのための社会システムが必要なわけですけれども、そのときに、やはり消費者の役割というのが実は非常に大事ではないかというふうに考えて、法律で全部支えるわけにもいきませんから、そこには専門家の役割とか、行政の役割などもあるのですけれども、そこにどうしても1つ大きく消費者の役割という点も踏まえた議論をしていただきたい。総じて社会的な視点からの検証ということをやらないと、理性的に言えば、どうしても我々の立場からの議論というのが前面に出てきてしまって、それのお互いのぶつけ合いみたいな形になって、最初はそういう形でいくわけですけれども、それがアウハーベンしていくためには、やはりそういう共通する社会的視点というものの中で精査していかないとまとまりがつかないという感じがします。ぜひそのぐらいの議論の時間を少し前段で取っていただきたい。基本制度部会に対するお願いでございます。

【委員】 大変建設的なご意見、ありがとうございます。事務局、よろしゅうございますか。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】 前回もちょっと申し上げたのですけれども、今回も「一定の」は削除されているということは大変残念だというふうに申し上げておきたい。そうは言っても、そうした場合、前回も申し上げましたように、例えば村や町にある民家型の伝統的な住宅・・・。

【委員】 済みません、今の「一定の」というのはページは。

【委員】 済みません。14ページでございます。「瑕疵担保責任履行の実効の確保」のところでございます、当初は「住宅の購入者の保護を図るための一定の住宅の」となっていたところで、この「一定の」が削除されているというところでございます。そういった民家型の住宅はまさに地域の特性がございまして、他の職人が入ってこれない。そういう地場のいわゆる工務店、職人さんでなければできない。そういう特殊な、民家型は地域によって違うわけです。そういったところまで網をかぶせるのかということでは、消費者も、例えば保険制度ということになるかと思うのですけれども、保険に入ることについても拒否されるというふうな事態を、つまり腕を信頼してやっていただく。それから、長年お付き合いをしたいからやってもらう、こういう関係性ができている。信頼関係と前回も申し上げたのですけれども、そういう関係ができているところまでやるのは、我々としても、全国組織を抱えていまして、大変だなという思いがございまして。そういう意味では、その辺のところについては、ある程度柔軟に対応を図る。あるいは、かなり時間をかけて対応してほしい。いろいろな方策があろうかと思えますけれども、それは我々も協力をしながらやっていきたいと思えますので、その点をぜひよろしくお願ひしたいということがございます。

そのことは、ちょっと申し上げますと、消費者から言いますと、いわゆる大工、工務店普請、それから保険で何もかもカバーするということになると、つまり職人の技とか腕とか、そういうものがなかなか生かせないような雰囲気になっていくのではないかと。そういう意味では、保険制度を導入されることによって、そういう日本の地域の住宅文化というものが滅びるまでとは言いませんけれども、そういう方向になっていくことにはかなりの危惧をいたしております。そういう意味で、その辺の人情とか、心とか、地域のコミュニティというものも大切にさせていただくような配慮もお願いしながら、ぜひ対応をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

【委員】 ありがとうございます。十分深刻に受けとめたいと思えます。事務局は何かよろしゅうございますか。

【事務局】 今回の措置につきましては、瑕疵担保責任が販売主なり請負業者に課されて

いるわけですが、それがいざ倒産になりますと消費者の保護が図られない。それをどうするかという観点で私どもは今回「一定の」というのを、そういう意味で言いますと、分譲住宅も請負住宅も同じだなということで外した案で提案させていただいているところでございます。どのような対応があり得るのかというのは、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 ○○委員のご指摘いただいた課題は非常に大事な課題だと思いますので、正面から受けとめて法律改正案を立案する過程でしっかり検討していきたいと思っております。

【委員】 よろしくお願ひします。ありがとうございます。事務局、よろしゅうございますか。

それでは、○○委員、お願ひします。

【委員】 今回は大変大きな事件がきっかけになって、この中間報告、それから法改正という方向にいくのだと思いますが、そういう意味では、ある程度迅速に対応するということは時宜を得るという意味で大変必要なことだと思います。この中間報告については、法文化するときに多少いろいろまた難しい問題もあろうかと思いますが、ぜひ明確に実現していただきたいと思います。

それから、この事件をきっかけにといいますか、良くも悪しくもといいますか、実をいうと国民の間で建築確認というものが大変重要な役割を果しているのだということは、ある意味では認識されたと思ひまして、それに応えるべき法制度を整えるということはやはり必要だろうと思ひます。今回、必ずしもそれは明らかになっていませんけれども、私はやはり将来的には民間の指定機関と建築主事というのは、巽先生の委員会の報告書にもございましたように、単体規制についてはむしろ民間指定機関が非常に有効であって、集団規制については地方公共団体の建築主事の役割がかなり重要だと思ひますので、今回、直接的には出ておりませんが、役割ということは今後考えていく上では、そういう観点も見据えてやっていっていただきたいと思ひます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 ○○委員のご指摘に対して、基本制度部会で提案側のほうとしてお答えいたしますと、確認をどうするかというのも大きな問題ですし、もっと言えば、建築基準法そのものをどういうふうにするか。確認ということもあると思ひます。今回は、今、委員か

らのお話にもありましたように、わりと早急的な対応をするという意味で、早急に対応すべき項目ということで確認行為で一体何をするのかということをもまずはっきり決める。その先に一体どういう責任分担をするのかというのを検討するという方向で進めていくというのが今回の提案だと思えます。

【委員】 ありがとうございます。〇〇先生、緊急調査委員会のほうから何か感想なり、コメントがございましたらお願いします。

【委員】 この委員会の目的が、今回の事件に対して、直ちに建築行政的に対応すべき施策ということでありますので、非常に具体的に細かく提案されているということで結構かと思えます。

ただ、こういう問題が起こった背景とか、建築基準法や土法ができた昭和25年と今に至るまで56年たっておりますので、制度や法律そのものがかなり古くなっているという時代認識のようなものがよく書かれていないので、当面の問題としてはいいけれども、もっと根本的に建築社会のシステムをこれから変える必要があるのだと。その当面の施策としてこれをやるのだと。そういうような位置づけが不十分のような気がするのです。ですから、もう少し根本的に扱っていただくような姿勢が欲しかったという気がいたします。

それからもう1点、細かいことですが、やはり建築主事という制度を見直していかないといけないのではないかと私は思っているのです。これは、特定行政庁の実態を私は直接、建築審査会長会議をやっておりますと感ずるのでありますが、責任が重過ぎるのです。主事はどんな方かという、大体係長級の方で若い方なのです。若い方にこういう市長や知事からも口を挟ませないような強い権限が与えられているので、実際はどうなるかという、みんなものすごく萎縮してしまって、非常に保守的で硬い対応しかできない。それが硬直的になっているのです。若い方で、しかも主事になったら何か特別の手当があるかといったら、そんなこともないし、何のインセンティブもないままに責任だけ重い。だから、最近のようにいろいろな不服審査請求などが起こりますと、負担に耐えかねる、嫌だ、夜も寝られないと、そういう人もいます。そういうわけで、指定確認検査機関は機関として組織として対応しているのに、どうして特定行政庁は建築主事という個人が対応しなければならないのか。このあたりは制度的にやはり考え直すべき面があるのではないかというふうに私は思っております。不服審査請求などが起こりますと、必ず相手側は弁護士をつけてきますので、こちらは主事では対応できないので、また課長とか責任ある人を横につけてやるわけですが、そんなことをやらなければならないということ

はまずいので、組織として対応するということを考えないといけないということが1つ。

それから、技術力がものすごく低下していますね。営繕の仕事がなくなってきたこととも関連すると思うのですが、特定行政庁における建築技術者の技術力が非常に低下している。このことが今回のようなトラブルを起こしている1つの原因なのです。大田区のグラウンドステージ池上の例では、これは大田区が確認して竣工検査をしているのです。それがだめだったわけで、ですから、民間確認検査機関の問題ではないのです。このところにあらわれているように、技術が非常に低下しているところに、住民に対する対応が極めて悪いということがわかってまいりまして、大田区や墨田区とか、それから福岡とか熊本、みんな住民との対応が極めて悪いことがありまして、せっかくの機能が、国の機関委任事務から自治事務に変わったと思うのですけれども、そうなることでは非常に情けないので、その辺の仕組みを考え直さないと、民間確認機関の問題だけでなく、特定行政庁の問題としても、これは重大な問題として考え直さなければいけないというふうに思います。

【委員】 ありがとうございました。

今回どうしても再発防止ということで、一日も早く国民の皆様の心配を取り除くということに絞って検討事項を掲げておりますので、今、先生がご指摘のような、そもそも確認制度はどうかとか、建築士法自体がずいぶん時間がたっているから問題があるのではないかとこのところまではとても検討する時間がございませんでして、先生のご指摘は私も十分共有しているつもりでございまして、今度、8月に少しその辺の視点も加えられたら加えたいと思っておりますし、そういう非常に長期的、根本的な問題は、別途、建築学会等でも非常に中長期的視点から根本的に検討しておりますので、その辺の検討結果もご参考にさせていただければありがたいかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

【委員】 今回の事件への対応として、行政サイドが非常に迅速な対応の仕方ということで、第1段階目としてこういうことかなというふうに思うのですが、やはり建築の安全を確保するということと、それから今回のような構造計算書の偽装とか、あるいは違法建築という犯罪行為に対する対応等、その辺は必ずしも一緒ではないと思うのです。どうしても今回、犯罪的な行為ではあるけれども、その背景にある建築の設計から生産、販売、そこまでトータルの社会システムがいろいろなところで欠陥があるというのが一緒に全部吹き出してきたしまっているのです。対応の仕方として、早急に講ずべき施策の中でも審査

法の厳格化とか、あるいは特定行政庁の権限の強化とか、何かそういう規制、規制のほうばかりがどうしても強調されて、確かにこういうことで国民が建築行政なり、そういうものに対する信頼性を失っているものに対する対応としてはすごくわかりやすいというのがあるのですが、実は建築の安全性の確保というのは本当に設計者、建築士の問題、あるいは生産現場の問題、販売者の問題、それぞれの技術と責任、そういうところに成り立つわけで、多分これはこれからの本格的な課題に対する検討事項だと思うのですが、印象としては、規制の厳格化とか、特定行政庁の権限の強化とか、そういうところだけではこの問題は解決しないなど。具体的には、もちろん建築士法とか、基準法とか、そういうところまで立ち上るのですが、一応、次への課題ですが、意見として言わせていただきました。

【委員】 ご指摘のとおりでございまして、多分3つございまして、建築する、あるいは設計・生産する側の自助努力、それから補完するシステムとしての法令規制、さらに被害者救済の保険ということで、今回は後の2つを中心に、社会的緊急性が高いということで報告書をつくっております、〇〇先生のご指摘も十分に理解しているつもりでございます。

【委員】 やたら厳格化とか、厳しいというか、法規制の方向だというご指摘でございますが、確かに厳格化というよりは、建築物をやっている私のほうから見たら、適正化というのが正しい内容だと思うのですけれども、今回、わりと法的なことも考えるとこういう表現にしたということでご理解いただければと思います。

【委員】 それでは、この辺でご質問はよろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。「基本制度部会」からの中間報告を当建築分科会の審議結果としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご賛同を得ましたので、当分科会の審議結果として、分科会報告として決定させていただきます。

この中間報告に当たりましては、当分科会及び基本制度部会の委員の皆様方には、大変熱心にご審議いただきました。御礼申し上げます。また、短期間において非常に立派な報告がまとまったことを私自身は大変喜んでおります。厚く御礼申し上げます。

(国土交通大臣入室・着席)

【委員】 本日は、国土交通大臣に公務ご多忙中、おいでいただいております。この席

で私から中間報告をお渡しし、その後、大臣から一言ご挨拶をお願いいたします。

(分科会長より国土交通大臣へ中間報告書手交)

【事務局】 国土交通大臣でございます。本日は、大変お忙しい中、分科会長はじめ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席賜ったこと、心から御礼を申し上げる次第でございます。

昨年の12月12日に、私のほうから「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」諮問をさせていただきました。大変短い限られた時間にもかかわらず、精力的なご論議をちょうだいいたしまして、本日、中間報告を取りまとめていただいたことにつきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

言うまでもなく、今回の耐震強度偽装事件を受けまして、国民の皆様には大変な不安が広がっております。建築確認はじめ、建築行政に対する信頼、また、そもそも建築業界に対する不信感といいますか、そういうものが非常に広がっている状況であるというふうに思っております。私は、こういう機会を捉えまして、ぜひとも我が国の建築行政、そして建築に対する信頼が取り戻せるように、それはもちろんでございますけれども、さらに言いますと、これからの本当に良質な建築のストックが形成されていきますように、私はある意味では建築基準法をはじめとする建築関係制度のさまざまな見直しができる絶好のチャンスであるというふうに思っております。先生方のこれまでのご論議に心から御礼を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

国土交通省といたしましては、今日いただきましたこの中間報告を最大限に尊重いたしまして、スピード感をもちまして全力で取り組んでまいる所存でございます。中間報告でご提言を賜りました中で、「建築物の安全性確保のため早急に講ずべき措置」につきましては、今開会中の通常国会に提出する改正法案に可能な限り盛り込むよう努力をしております。3月には法案の提出を国会のほうにさせていただいて、この国会の間に成立させていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、「施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題」とされた事項につきましては、今後ともこの分科会及び基本制度部会において、大変恐縮でございますが、夏ごろまでに時間をかけてご検討をいただきますように、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

終わりに、委員の皆様方におかれましては、今後とも国土交通行政に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げまして、私のご挨拶にかえさせてい

たきます。大変にありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。ぜひこの報告書の提言が実現に向かいますよう、ご努力をお願いする次第でございます。

なお、大臣はここで所用のため退席されます。

(国土交通大臣退席・報道関係者退室)

【委員】 それでは、最後に事務局から報告事項がございましたらお願いします。

【事務局】 報告につきまして、2点ございます。

まず、資料4でございますが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」、この施行についてでございます。昨年秋の特別国会でこの法律の改正が行われたわけでございますが、関係政省令、それから国土交通大臣が定める基本方針とともに、平成18年1月26日に施行されました。資料4にございますように、大臣による基本方針の策定、あるいは地方公共団体での耐震改修促進計画の策定、また、対象となる建築物の追加、あるいは規模要件等の引き下げ等々を盛り込んだものでございます。こういったものが施行されております。これが1点でございます。

それから、もう1つが資料5でございます。「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について」でございます。これにつきましては、去る12月12日の建築分科会におきまして、アスベスト対策部会からのご報告としたものでございますけれども、それを踏まえまして、建築基準法の一部改正、建築物における健康被害を防止するために、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する内容を盛り込んだ法律として提案をいたしております。去る2月3日に成立し、公布は2月10日でございます。施行につきましては、公布から8カ月後以内ということでございまして、今年の秋ごろに施行の予定でございます。

その2点、法改正等の動きがございましたので報告をさせていただきます。

なお、偽装関係につきまして、その後の状況等々については、参考資料として配付させていただいておりますので、ご参考までによろしく願いをいたします。

事務局からの報告としては以上でございます。

【委員】 それでは、以上をもちまして、本日の分科会を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。